

# 〈離職介護人材再就職準備金〉

～ 借入申請から交付までの流れ ～



…申請者



…新潟県社会福祉協議会

## 1 申請者は、申請書類を揃えて新潟県社会福祉協議会に提出

・申請者は次の①～⑦の書類に不備のないことを確認のうえ、新潟県社会福祉協議会に提出します

※ 既に就労された方は、就労開始から3カ月以内に申請してください

① 貸付申請書兼利用計画書（第1-①号様式）	⑤ 申請者の住民票
② 実務経験証明書（第1-②号様式）	⑥ 連帯保証人の収入を証明する書類
③ 雇用（内定）に関する証明書（第1-③号様式）	⑦ 新潟県福祉人材センターの求職登録カード又は求職届カードの写し
④ 資格証明書の写し又は修了証書の写し	

## 2 申請内容の確認・審査結果の通知

・提出された①～⑦の申請書類の内容について確認し、貸付けの可否について審査を行った後申請者に審査結果を通知します

※受付は毎月末で締め切り、翌月に貸付の可否を決定します

## 3 借用証書等新潟県社会福祉協議会に提出

### 【契約】

・貸付決定した申請者（借受人）は、連帯保証人と連署・押印のうえ、貸付金振込口座を記入した借用証書等を貸付決定通知を受領した日から14日以内に次の書類を新潟県社会福祉協議会に提出してください

<input type="checkbox"/> 借用証書	<input type="checkbox"/> 振込口座の銀行口座通帳の写し
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	

【返還猶予申請】※介護職員等の業務に再就職した日から起算して2年（24ヵ月）の間については返還猶予の申請が必要です

・再就職先で就労を開始次第、速やかに次の書類を新潟県社会福祉協議会に提出してください

<input type="checkbox"/> 介護等業務従事届（第3-①号様式）	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書（第5-①号様式）
--	---

## 4 貸付金の交付

・提出された借用証書および連帯保証人の住民票又は運転免許証等を確認のうえ、借受人が指定した口座に貸付決定額を一括交付します